

情報教育推進のための調査研究

—調査結果の考察及び情報モラル教育の推進—

情報機器の普及、ブログなどをはじめとする利用形態の変容など、情報環境は様々に変化しており、それらに対応した情報教育の在り方を確立していくことが求められている。児童生徒がより高い「情報活用能力」を身に付け、安全かつ有効に情報と接することができるように、本県の現状を調査し、課題について考察した。児童生徒のインターネット利用率が8割を超える中、学校現場では、児童生徒の実態を踏まえ、保護者と連携を図りながら、早急に情報モラル教育を実践していく必要がある。

〈検索用キーワード〉 情報教育 情報モラル パソコン 携帯電話 インターネット
有害サイト アクセス制限 ネットいじめ

研究会委員

総合教育センター研究指導主事 (現北名古屋市立天神中学校教頭)	佐藤 益江 (平成 18 年度主務者)
総合教育センター研究指導主事 (現情報教育研究室長)	加藤 美博 (平成 18 年度)
総合教育センター研究指導主事	湯藤 義文 (平成 18, 19, 20 年度)
総合教育センター研究指導主事	齊藤 育浩 (平成 18, 19, 20 年度)
総合教育センター研究指導主事	小山 真臣 (平成 18, 19, 20 年度)
総合教育センター研究指導主事	壁谷 光 (平成 19, 20 年度)
総合教育センター研究指導主事	平手ゆり子 (平成 19, 20 年度主務者)

研究顧問

愛知県立大学教授 奥田 隆史 (平成 18, 19, 20 年度)

1 はじめに

本調査研究は、1期3年間のサイクルで平成12年度から継続してきた。本年は第3期の3年目に当たり、19年度の調査結果を中心に、9年間にわたる調査研究の結果をまとめ、最終報告とする。

この間のパソコンや携帯電話の普及は目覚ましい。かつて、これらの情報機器は、扱いが難しい、若しくは高価であるなど、簡単に利用することのできないものであった。しかし、より便利で多機能な製品が次々と生み出され、多くの人が所有するにしたがって、その有用性だけでなく、危険性も指摘されるようになってきた。

また、大人だけでなく、子供たちも日常生活で利用する機会が格段に増えており、これまで、教育の^その^とに^まり^てこ^なか^った^様々な^問題^が生^じて^いる。そのため、学校において、情報機器をうまく活用し、学習効果を高めるとともに、高度情報化社会の中で、児童生徒が安全に暮らしていけるように、情報モラルやマナーを身に付けさせることが喫緊の課題とされている。このような状況を踏まえ、本研究は、本県の小・中・高等学校における情報教育の現状を調査し、課題を明らかにすることで、今後の情報教育の在り方を追究するものである。

2 研究のねらい

情報機器の普及、ブログなどをはじめとする利用形態の変容など、情報環境は様々に変化しており、それらに対応した情報教育の在り方を確立していくことが求められている。児童生徒がより高い「情報活用能力」を身に付け、安全かつ有効に情報と接することができるように、本県の現状を調査し、課題を考察し、今後の情報教育の在り方を追究することで、情報教育の推進に寄与することをねらいとした。

3 研究の概要

(1) 研究の経緯

- ・第1期調査研究 平成12～14年度
- ・第2期調査研究 平成15～17年度
- ・第3期調査研究 平成18～20年度
平成18年度…予備調査
平成19年度…本調査、中間報告
平成20年度…研究のまとめ、最終報告

(2) 調査の概要

ア 調査方法 質問紙法、マークカードによる回答処理

イ 調査期間 平成19年12月19日～20年1月28日

ウ 調査実施校 愛知県内 公立小中学校 各20校、県立高等学校 15校

エ 調査対象と調査数

(人)

児童生徒	小学 4年生	小学 5年生	小学 6年生	中学 1年生	中学 2年生	中学 3年生	高校 1年生	高校 2年生	高校 3年生	合 計
男子	598	569	581	710	709	663	588	718	571	5,707
女子	621	581	560	663	651	676	562	486	445	5,245
合計	1,219	1,150	1,141	1,373	1,360	1,339	1,150	1,204	1,016	10,952

(人)

学 校	小学校	中学校	高等学校	合 計
教員数	391	558	664	1,613

(校)

学 校	小学校	中学校	高等学校	合 計
学校数	20	20	15	55

4 調査結果と分析

(1) 児童生徒調査より

児童生徒調査は、パソコンの利用状況と利用内容や興味、日常生活での各種情報機器の利用状況、情報モラルにかかわる事例のとらえ方、の3つの観点で行った。設問数は、各期とも30問程度であるが、個々の設問内容については、情報機器やその利用形態の状況に合わせて変更してきたため、完全には一致していない。本稿においては、この内、児童生徒の年齢、性別、経年変化における特徴が顕著なものを中心に取り上げ報告する。

ア パソコンの利用状況と利用方法への興味

(ア) 学校以外でのパソコンの利用

平成19年度調査では、「月に2, 3回以上使っている子」の割合は、小学4年生で62.4%、高校3年生で80.2%である（グラフ1）。

「ほぼ毎日使っている子」の割合は、中学1年生で20%を超す。中高生の5人に1人が毎日利用しているということになる。

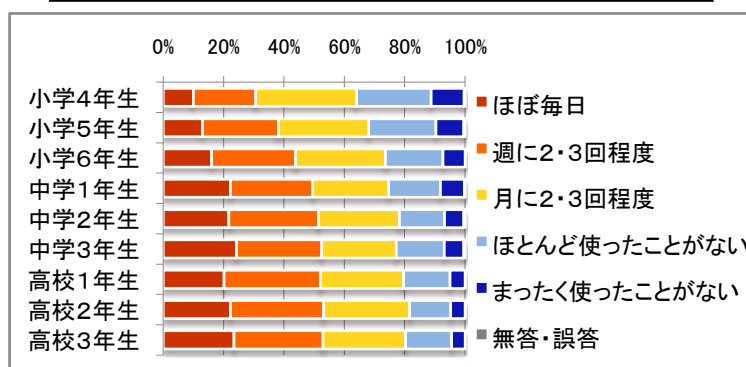
同設問を過去の調査と比較してみると（グラフ2）, 「月に2, 3回以上使っている子」の割合は、平成13年度調査では、小学生36.5%、中学生42.4%、高校生40.9%、平成16年度調査では、小学生55.6%、中学生61.2%、高校生59.4%、平成19年度調査では、小学生68.5%、中学生76.7%、高校生80.5%であり、パソコンを使う子の割合が、年々増えてきている。

また、平成13年度の小学生は平成16年度には中学生、平成19年度には高校生になっていることを踏まえ、同じ年度に生まれた子のデータを成長別にグラフ化した（グラフ3）。「月に2, 3回以上使っている子」の割合が、平成13年度小学生で36.5%、平成19年度高校生で80.5%と、6年間で倍以上になっている。

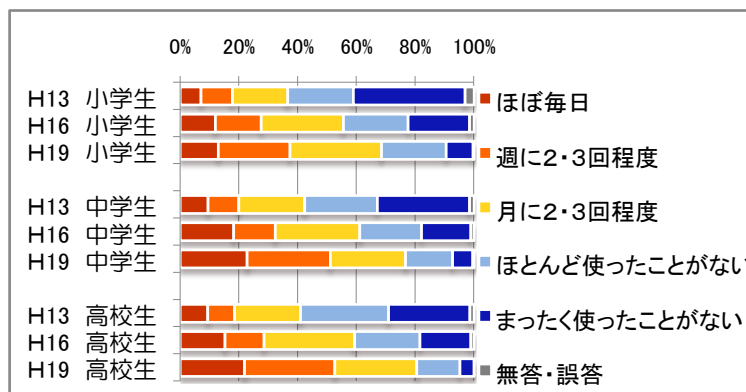
これを「内閣府『消費者動向調査』の『パソコン普及率（単身世帯を除く一般世帯）』3月調査結果のデータ」と照合させてみる（グラフ4）。平成13年、16年、19年を見ると、児童生徒のパソコン利用状況とよく似た変化を示している。以上より、子供のパソコンの利用率は、ここ数年の利用頻度の伸びが著しく、年齢による違いよりも、家庭へのパソコン普及率に影響されていると言える。

このことから、早期にパソコンの適切な使い方を指導するとともに、保護者への啓発を図り、家庭でのパソコン利用のルールづくりを支援していく必要がある。

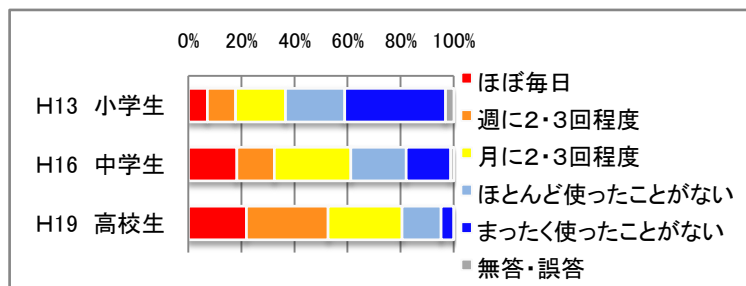
あなたは、学校以外でパソコンをどれくらい使っていますか。



【グラフ1:19年度・学年別】

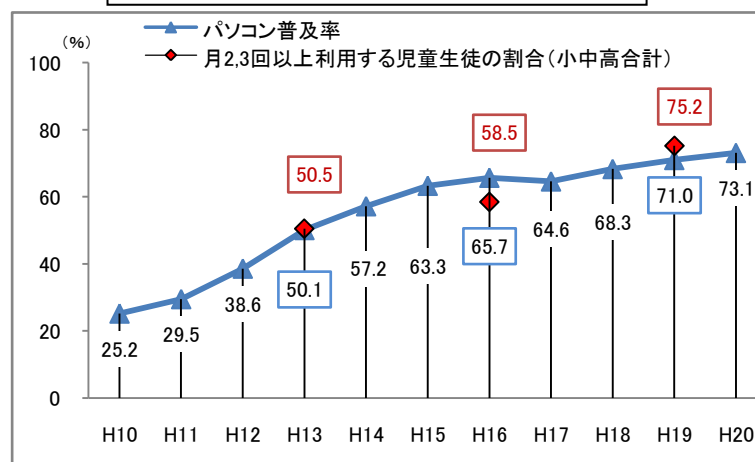


【グラフ2:経年比較・校種別】



【グラフ3:経年比較・成長別】

家庭へのパソコン普及率と児童生徒の利用状況



【グラフ4:「内閣府『消費者動向調査』の『パソコン普及率』3月調査結果】

(イ) パソコンの利用内容と興味

児童生徒は、どのようなことにパソコンを一番よく使っているかという、ほとんどの年齢で、インターネットの閲覧の割合が多いことが分かった。ゲームの割合は、小学4年生では42.4%で、インターネットの閲覧と同等であるが、年齢が上がるごとに割合は減少していく（グラフ5）。

メールやチャットを主な利用目的に挙げた児童生徒の割合は、全体では、4.3%であるが、中学1年生で、8.3%と最も割合が高い。高校生になると急に割合が低くなるのは、メールやチャットをする手段として、パソコンよりも携帯電話を主として利用するからであろうと推測できる。

ホームページやブログの作成については、中学3年生と高校1、2年生の割合が他よりやや高い。

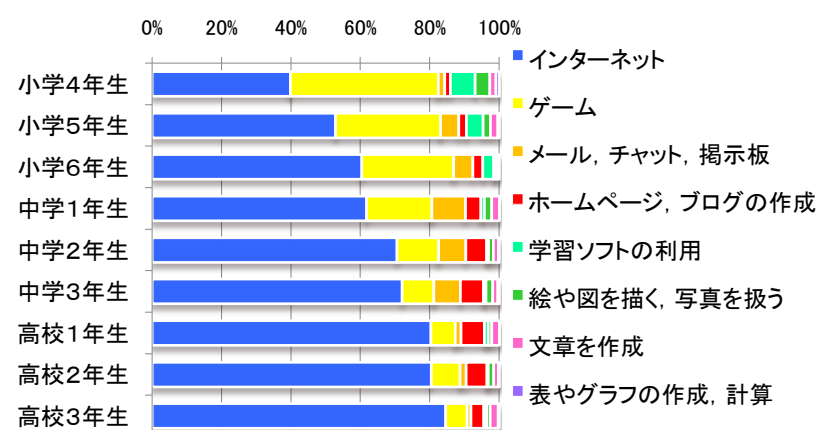
これらへの興味を、校種・男女別に分析したところ、次の項目には、男女間に有意な差が見られた。

メールやチャット、ホームページやブログに「興味がある・どちらかという興味がある」と答えた割合は、どの校種でも女子が上回る（グラフ6、7）。とりわけ、中学生女子のメールやチャット、高校生女子のホームページやブログへの興味が他より高い。

ゲームに「興味がある・どちらかという興味がある」と答えた割合は、小学生では男女差はあまりないが、中高生では男子の方が高い（グラフ8）。

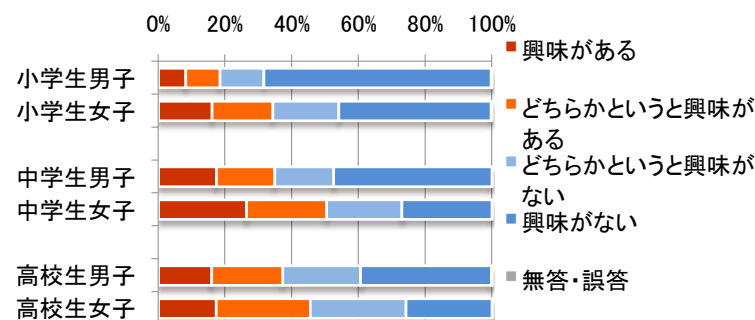
これらより、興味が高くなる年齢で、ネット上での適切な言葉遣いやマナー、健康への影響、ネット犯罪から身を守る知識等について指導することが効果的であると考えられる。

あなたが学校以外でパソコンを一番よく使っているのは、どのようなことですか。



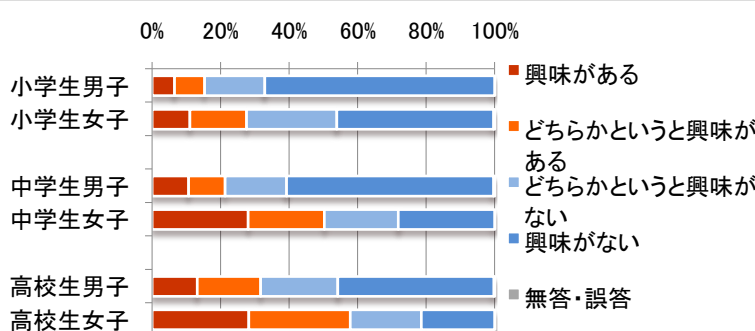
【グラフ5: 学年別】

パソコンで、メールやチャットなどで意見交換することに興味がありますか。



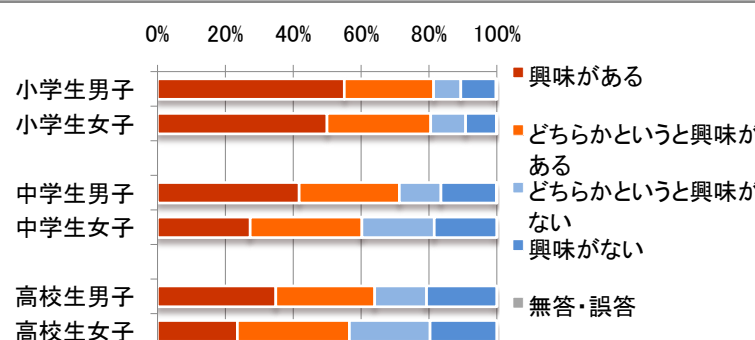
【グラフ6: 校種・男女別】

パソコンでホームページやブログを作ることに興味がありますか。



【グラフ7: 校種・男女別】

パソコンでゲームをすることに興味がありますか。



【グラフ8: 校種・男女別】

イ 日常生活での各種情報機器の利用状況

(ア) 児童生徒と情報機器

平成19年度調査で、児童生徒の情報機器の利用状況に関して、大変興味深い結果が得られた。

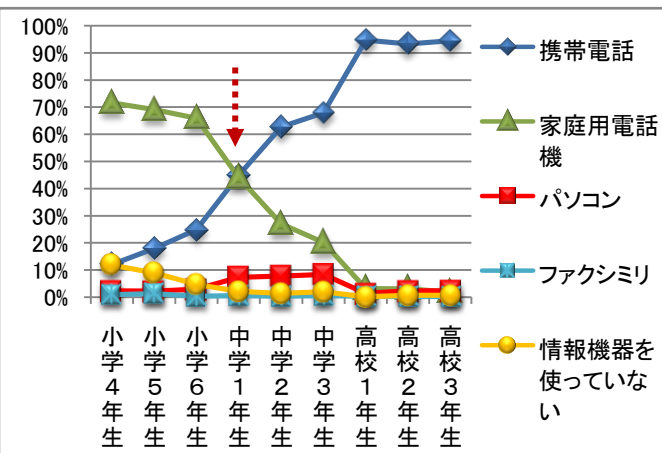
友達と話したり、連絡を取ったりするときの情報機器として、中学1年生を境に、携帯電話と家庭用電話機の利用数の上下が入れ替わる。中学生で、パソコンの利用率が少し上がるが、高校生になると減少する。高校生全体では、連絡に携帯電話を使う生徒の割合は94%を超える。携帯電話を持つと同時に家庭用電話機やパソコンを連絡には使わなくなるということであろう(グラフ9)。

電子メールをするときに使う機器について、携帯電話を主に使う児童生徒は、小学4年生で22.6%であるが、高校1年生では、94.3%になる。小学4年生では、「電子メールをしていない」が68.0%いるが、高校生では1%以下である。パソコンでのメールの割合は、中学1年生で14.1%であるが、高校生で急に少なくなる。子供たちは携帯電話を手にすると同時に、メール機能を利用すると言える(グラフ10)。

音楽を聴いたり、録音したりするときの機器としては、中学3年生までは、CD・MD・カセットプレーヤーを利用する児童生徒が多い。ところが、高校1年生では、携帯電話が1位となり、携帯デジタル音楽プレーヤーがそれに追従する。高校生はいろいろな生活場面で携帯電話の機能を利用していることが分かる(グラフ11)。ただし、ニュースなどの情報を得る手段としては、テレビを利用していると回答した児童生徒が圧倒的に多いこと(80%以上)が、他の設問において分かっている。

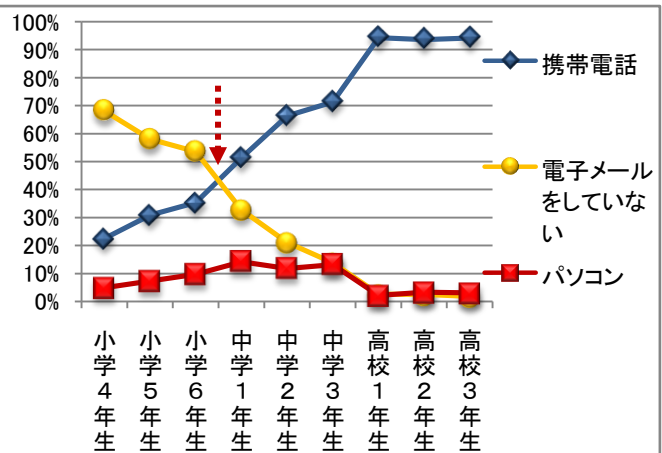
これらより、携帯電話の適切な利用法の指導については、半数以上の生徒が利用できるようになる中学1年生で行うことが効果的ではないかと考える。併せて、学校においては、持込みの禁止を指導するだけでなく、児童生徒の所持・利用状況について把握するとともに、児童生徒や保護者にフィルタリングの必要性を周知する機会を設けることが必要である。

友達と話したり連絡を取ったりするとき、主にどの情報機器を使っていますか。



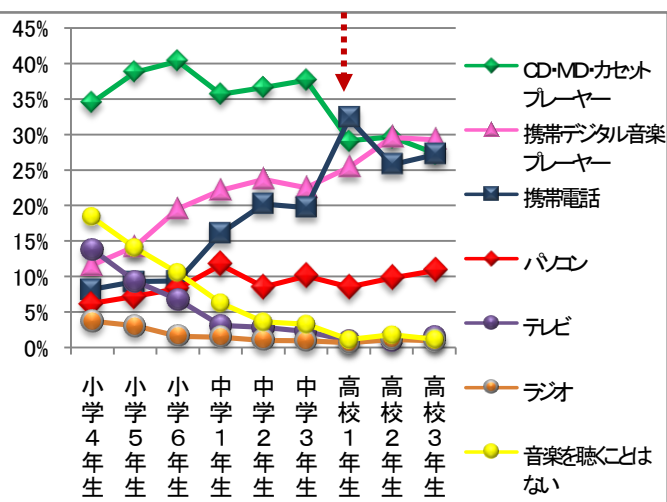
【グラフ9: 学年別】

電子メールをするとき、主にどの情報機器を使っていますか。



【グラフ10: 学年別】

音楽を聴いたり録音したりするとき、主にどの情報機器を使っていますか。



【グラフ11: 学年別】

(イ) 交流サイトへの参加状況

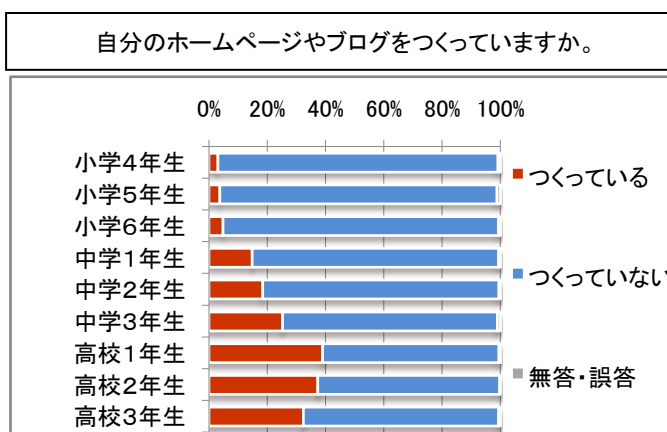
実際に児童生徒が、どの程度インターネット上の交流サイトを利用しているかという点、小学4年生で、自分のホームページやブログをつくっているのは、3%程度であるが、徐々に割合が増え、高校1年生では39%となる（グラフ12）。

チャットやブログ、掲示板への参加についても、ホームページやブログの開設と同様の傾向にある。割合としては、「つくっている」よりも「参加」の方が20%ほど高く、中学3年生を境に50%を超える（グラフ13）。

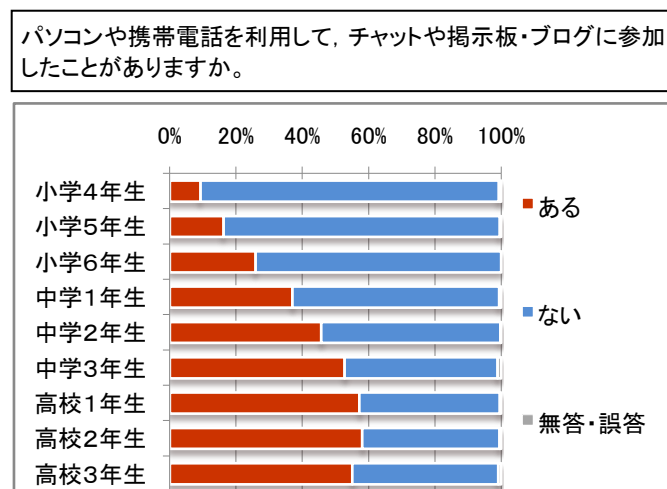
これを中高生・男女別で見ると、いずれも女子の割合が高く、中学生女子と男子の差は17%あり、女子の方が興味のあるサイトへの参加に抵抗が少ない傾向が見られる（グラフ14）。利用するサイトの安全性や危険性について知識理解を深め、安易な参加による被害を回避できるよう、学習の機会を充実する必要がある。その際、個人情報には載せないこと、悪意のある書き込みはしないこと、インターネットで知り合った人と直接会わないことなど、危険な実例を挙げて具体的に指導することが大切である。

ショッピングサイトの利用に関しては、全体的には、まだ、半数を超えていないが、高校3年生の45%、小学4年生の14%に経験がある（グラフ15）。保護者の許可を得て行ったものならよいが、詐欺被害に遭う事例も報告されていることから、子供だけの利用は禁じたい。

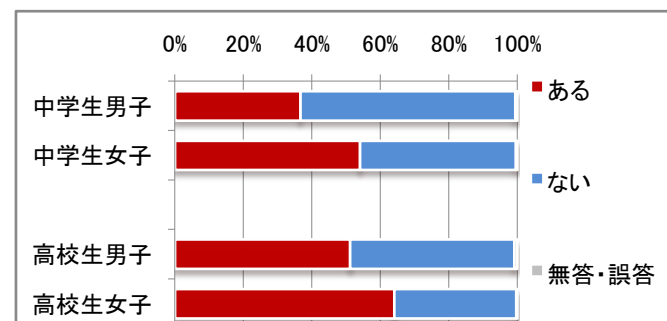
今やパソコンや携帯電話から、簡単にインターネットにつながることができ、児童生徒が楽しく面白そうなサイトに夢中になってしまうことも多いと聞く。家庭でのルールづくりが重要であると考え、「インターネットを見るときルールや書き込むときのマナーについて、家の人と話し合ったことがあるか」という設問では、小学4年生から中学1年生までは、保護者と話し合ったことが「ある」と答えた児童生徒の割合が30%程度、それより上の学年では割合がさらに低い。話し合われていない家庭の方が多



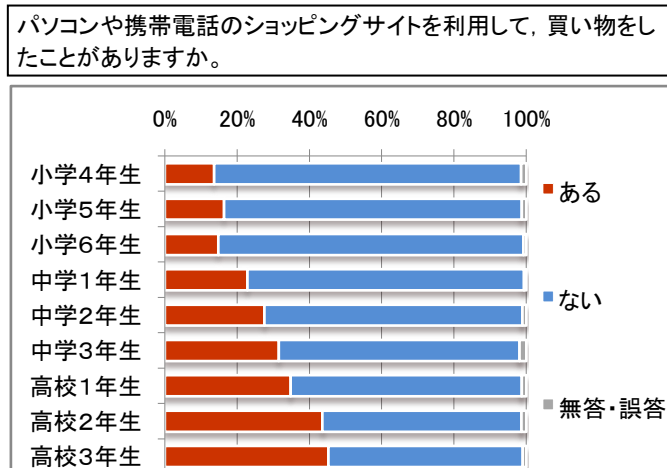
【グラフ12: 学年別】



【グラフ13: 学年別】



【グラフ14: 中高生・男女別】



【グラフ15: 学年別】

いことが明らかである（グラフ 16）。

保護者が子供だったころ、インターネットは普及しておらず、保護者自身、何をどう教えてよいか分からないといった声も聞かれる。また、子供の方が、情報機器の新しい機能や、新しいサービスを早く使いこなし、大人の理解が追い付かないといった側面も否定できない。教員自ら、情報入手に努めるとともに、保護者会やPTA研修会などを利用して、適

切な資料を配布したり、安全な利用のためのルールを紹介したりして、啓発活動に努めたい。

(2) 教員調査より

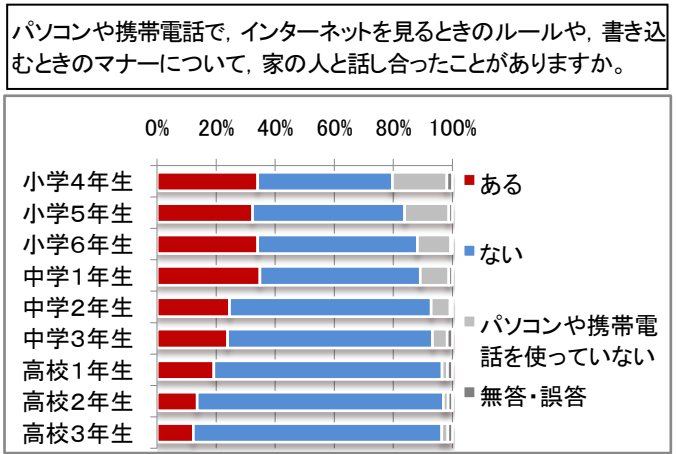
教員調査は、授業でのパソコンの利用状況、児童生徒の学習への指導状況、情報モラルにかかわる事例の指導の3つの観点で行った。

ア 授業でのパソコンの利用状況

授業でのパソコン利用について、平成19年度調査では、「利用したことがある・計画中」の先生は、小学校85.4%、中学校55.6%、高等学校39.1%である（グラフ17）。利用している割合を抜き出して、前回の調査と比較してみたところ、どの校種でも割合は高くなっていることが分かった（グラフ18）。

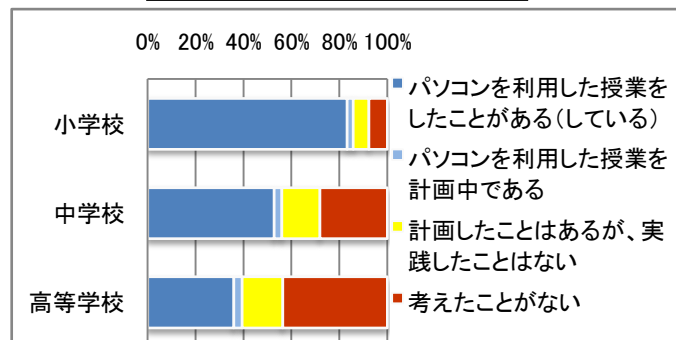
文部科学省は「教員のICT活用指導力」として、「A 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力」「B 授業中にICTを活用して指導する能力」「C 児童のICT活用を指導する能力」「D 情報モラルなどを指導する能力」「E 校務にICTを活用する能力」の5つの能力を挙げている。

文部科学省の調査「教員のICT活用指導力の状況」から、18、19年度の「わりにできる」と「ややできる」と回答した本県の教員の割合を抜き出し比較した。どの項目でも向上が見られた（グラフ19）。しかし、実のところ、全国の中での愛知県の順位は、5項目とも40位以下と芳しくない。文部科学省の示している目標に沿って、平成23年3月時点で、5項目で、すべての教員が活用できるようになること（100%）を目指したい。

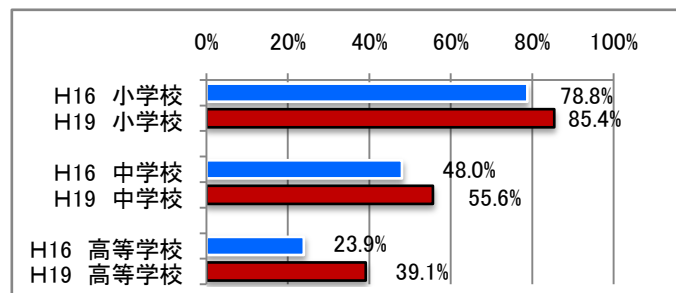


【グラフ16:学年別】

授業でのパソコン利用について

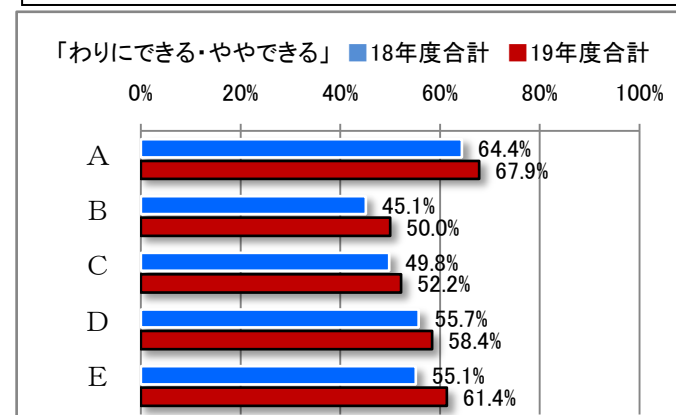


【グラフ17:校種別】



【グラフ18:経年比較・校種別】

「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」 「教員のICT活用指導力の状況」(文部科学省)より



【グラフ19:愛知県の結果・平成18・19年度比較】

イ 児童生徒の学習への指導状況

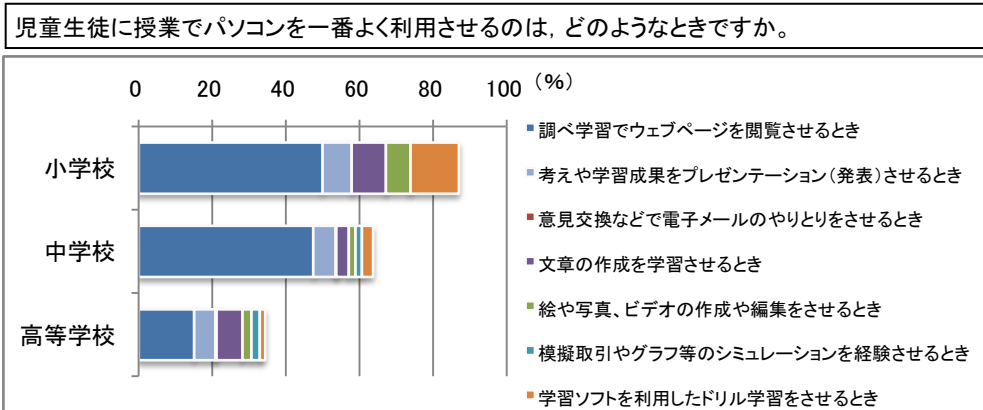
実際にどのような学習場面で、パソコンをよく利用させているかという、どの校種でも「調べ学習でウェブページを閲覧させるとき」が一番多い。小学校では「学習ソフトを利用したドリル学習」、

中学校では「考えや学習成果をプレゼンテーション（発表）させるとき」、高等学校では「文章の作成を学習させるとき」が、2番目に多くっており、校種により、活用状況に特色がある。また、小学校では、86.9%の教員が児童にパソコンを利用させていることが分かった（グラフ 20）。

パソコンを利用する学習場面としては、どの校種でも「情報収集や調べ学習」について「学習させたい」と答えた先生が最も多く、「情報モラルやマナーの学習」が2番目、「意見交換や情報交換」は40%程度で他と比べ少ない（グラフ 21）。

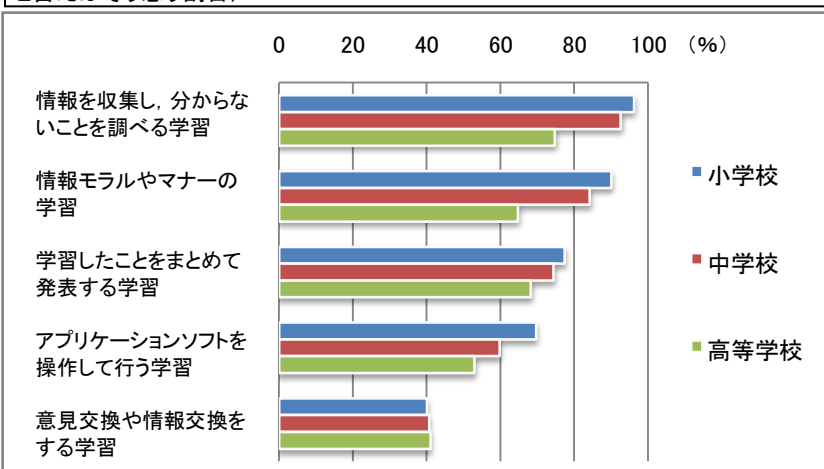
インターネットに関することを指導しているかという設問では、「インターネットのマナー」は小中学校で55%を超え、高等学校で27.3%である。中学校での割合が高く、高等学校では、かなり低いと言える（グラフ 22）。

情報機器を使った学習では、「プロジェクタを使った授業をしてみたい」が最も多く、「電子黒板」が2番目である（グラフ 23）。パソコンやデジタルカメラ、教材提示装置等と、うまく組み合わせて、プロジェクタの利用場を増やしたい。



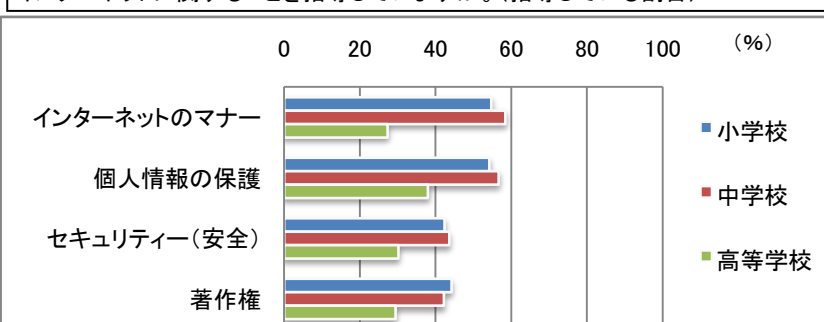
【グラフ 20:校種別】

パソコンを利用して次のような学習をさせたいと思いますか。(そう思う・どちらかと言えばそう思う割合)



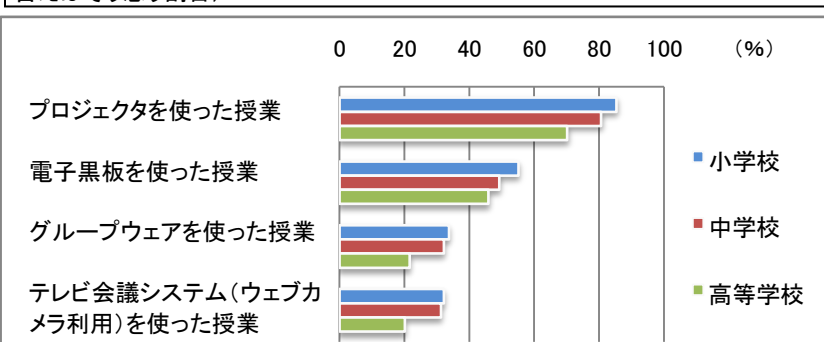
【グラフ 21:校種別】

インターネットに関することを指導していますか。(指導している割合)



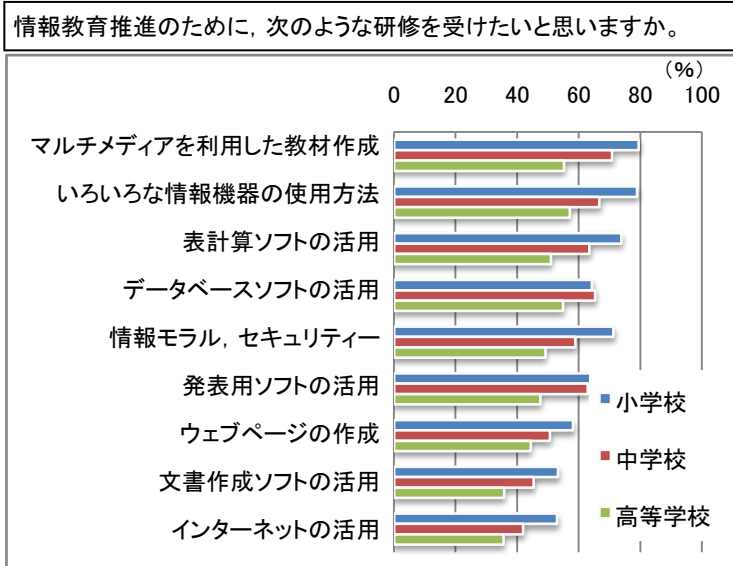
【グラフ 22:校種別】

次のような機器等を使った授業をしてみたいと思いますか。(そう思う・どちらかと言えばそう思う割合)



【グラフ 23:校種別】

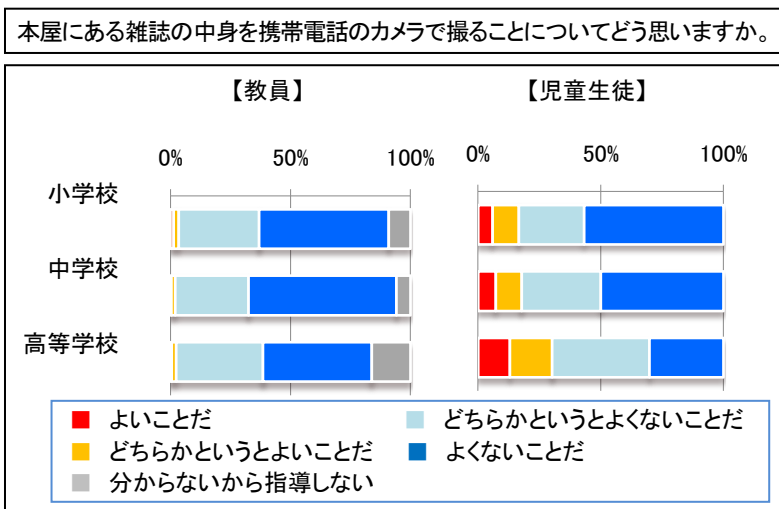
研修に対する希望については、ほとんどの項目で小学校の教員の割合が高い。全体では、「マルチメディアを利用した教材作成」や「いろいろな情報機器の使用法」の割合が高い。「データベースソフトの活用」は、中学校の先生の割合が高い。文書作成ソフトやインターネットに関しては、希望する割合はあまり高くない。すでに活用できている教員が多いのではないかと推測できる（グラフ 24）。今後の当センターでの研修の企画の参考にしたい。



【グラフ 24: 校種別】

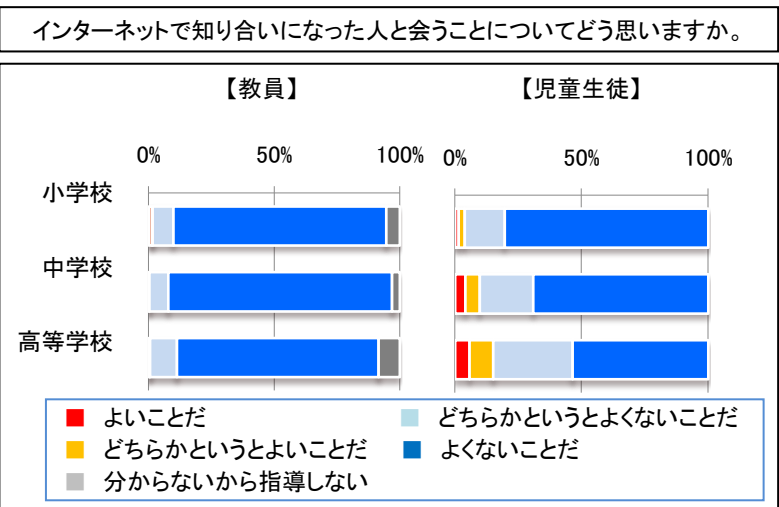
(3) 児童生徒と教員の情報モラルにかかわる事例についての意識の比較

本屋にある雑誌の中身をカメラで撮ることについて、児童生徒・教員共に「よくないこと」だと考える者が多いが、児童生徒の中には「よいことだ」ととらえている子が10%程度いる。また、教員の中には、「分からないから指導しない」と思う人もいる（グラフ 25）。この事例については、写真を撮るだけでは、直ちに違法であるとは言えない。しかし、本屋や出版社の利益を害することになる点に問題がある。守るべきマナーの問題として指導することが望ましい。



【グラフ 25: 調査対象・校種別】

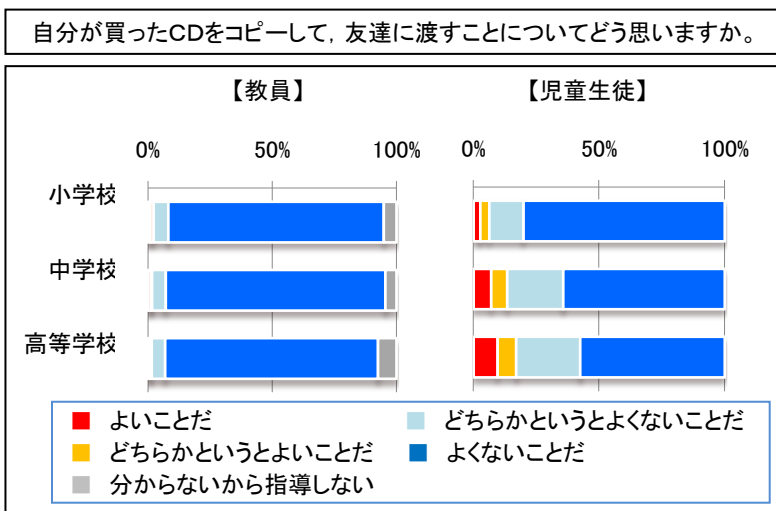
インターネットで知り合いになった人と会うことについては、「よいことだ」は、さすがに少ない。しかし、中高生で、容認する生徒が増えている点が気懸かりである（グラフ 26）。



【グラフ 26: 調査対象・校種別】

なぜよくないかというとも、もし、18歳未満の子供が出会い系サイトを利用したのであれば、違法である。他のサイトで知り合ったとしても、悪意をもつ大人による連れ去りや暴行事件などが起きていることを踏まえると、「安易に会うことはいけない」という指導が当然のこととなる。

自分が買ったCDをコピーして、友達に渡すことについて、「よいことだ」と回答した教員はいないが、高校生の10%程度は「よいことだ」と回答している。(グラフ 27)。これは、著作権法で許されている「私的複製」の域を超えており、違法である。CDを買った本人が、自分が聴くために録音する場合のみ許される。この他にも、インターネット上の情報を、コピー&ペーストし、自分の作品のように扱うなどの問題も起きていると聞く。著作権に関する正しい知識を教えることが大切である。



【グラフ 27: 調査対象・校種別】

(4) 学校調査より

学校調査では、「情報教育に関して、今学校で困っていることや知りたいこと」について、記述式で回答していただいた。約半数の学校から、情報モラル・セキュリティの指導の必要性に関する問題が寄せられた。その内、代表的なものを記載する。

- ・情報モラル・セキュリティに関する専門的な知識がないため、指導できていない。(小)
- ・高学年で、メールのやり取りでのトラブルについて相談してくる児童が何人かいる。(小)
- ・携帯電話の利用について、家庭での注意や約束事があるか知りたい。また、フィルタリングの利用の有無についても調べたい。(中)
- ・学校裏サイトと呼ばれるものの実態について知りたい。(高)
- ・情報モラル教育の共通カリキュラムがあるとよい。(小・中)
- ・ネットによる嫌がらせ、いじめがあった。匿名の誹謗中傷に対処できない。(中・高)
- ・携帯でのメールなどのトラブルが多発している。(中・高)
- ・指導の実践例について知りたい。効果などについて情報交換をしたい。(小・中・高)

(5) 調査のまとめ

調査研究の結果より、情報教育の推進に向けて、次の点を重視して、指導していく必要があると考える。

ア 児童生徒の情報活用力向上に向けて

- ・基本的なパソコン操作技術の指導
(文書作成, 表計算, 発表, インターネット検索, など)
- ・知り得た情報の真偽・良否を判断する力の育成
- ・コミュニティサイトやメールを利用するときの書込みマナーの指導
- ・情報機器の使用と健康への影響を指導
(使用時間や時刻への注意, 体力・視力などへの影響, ゲームやコミュニティサイトへの依存回避, など)
- ・携帯電話の所持, 利用に関するルールやマナーの指導
- ・個人情報の保護, 著作権, 肖像権についての知識・理解

イ 教員の情報活用力・指導力の向上に向けて

- ・授業での情報機器の効果的な活用
(パソコン, プロジェクタ, デジタルカメラ, 電子ボードなどの機器の使用方法の理解)
- ・学習内容の理解を深めるための情報の利用場面や提示方法の工夫
(ICT活用授業例や実践例を参照)
- ・児童生徒の情報機器活用の指導
(情報機器の基本的な操作方法や情報へのかかわり方)
- ・情報モラル・マナーの指導
(児童生徒の実態把握, 指導事例の入手, 教材の入手・開発)
- ・校務での積極的な利用
(文書作成, 成績処理, 児童生徒個人データ処理, グループウェアの活用, インターネットの活用など)
- ・セキュリティポリシーの遵守

ウ 学校の情報教育の推進に向けて

- ・情報モラル教育を含めた情報教育カリキュラムの作成
- ・保護者との情報共有と連携
(家庭でのパソコン・携帯電話の利用ルールづくり支援, 被害事例紹介, 家庭での実態把握, 情報交換・協力依頼)
- ・児童生徒や保護者からの相談に対する組織的対応策の検討
(ネットいじめや悪意のある書込みへの対処, 児童生徒への指導, 保護者への連絡など)
- ・教員の力量向上を目指した情報教育に関する研修会や学習会の開催・参加
- ・児童生徒や保護者を対象とした情報モラル講演会や研修会の開催
- ・警察, 専門家との連携

5 情報モラル教育の推進について

上記の課題を受け, 「情報モラル教育の推進」について特に取り上げ, 研究を行った。

(1) インターネットの利用の問題点と安全利用教育

平成 19 年度に行った調査から, 特に女子のブログやチャット, メールなどコミュニケーションのためのインターネット利用に顕著な特徴が見られた。近年, 出会い系サイトに関係した事件やインターネット上の掲示板サイトなどでの^{ひぼう}誹謗中傷等によるいじめなどが問題となっている。そこで, 携帯電話を含むインターネット利用の問題点と安全利用教育に必要なことについて研究した。

ア インターネット利用状況

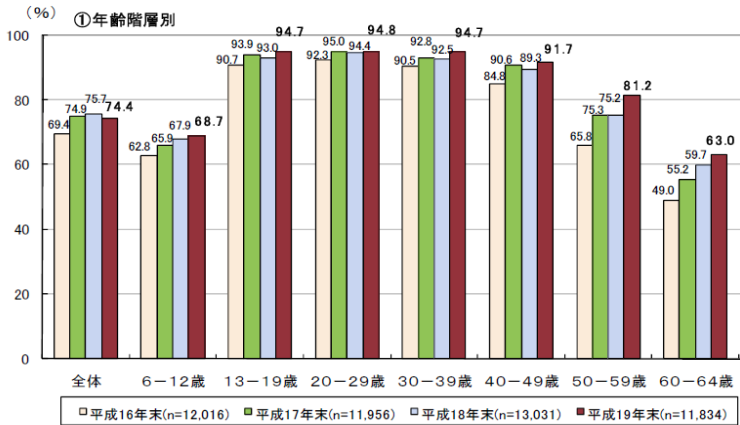
平成 19 年末の総務省による「通信利用動向調査」の結果によれば, 子供たちのインターネット利用率は6歳から12歳が68.7%, 13歳から19歳が94.7%であった(グラフ 28)。

また, 携帯電話の利用率は13歳から19歳で急激に増加し, 85.4%になる。20歳代でパソコンの利用率と逆転し, 以降各世代とも携帯電話の利用率がパソコンを上回る結果となった(グラフ 29)。

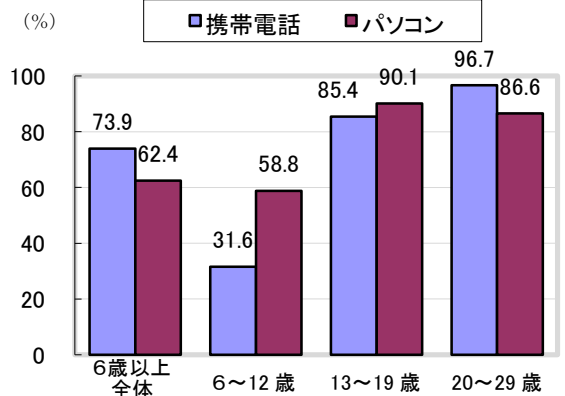
さらに, 同調査から13歳から19歳の子供たちで, 毎日インターネットを利用している子の割合は, パソコンによるものが38.3%, 携帯電話によるものが61.3%であることが分かった。

これらより, 携帯電話によるインターネットで, 子供たちが閲覧したり参加したりしているサイトはどのようなものであるか, 教師や保護者が, 特に注視していくことが重要であると考えられる。

総務省「通信利用動向調査」(平成 19 年末)



【グラフ 28: インターネットの利用率(抜粋)】



【グラフ 29: 携帯電話及びパソコンの利用率(抜粋)】

イ インターネット利用の問題点

パソコンや携帯電話によるインターネット利用の増加に伴い、様々な問題が生じている。

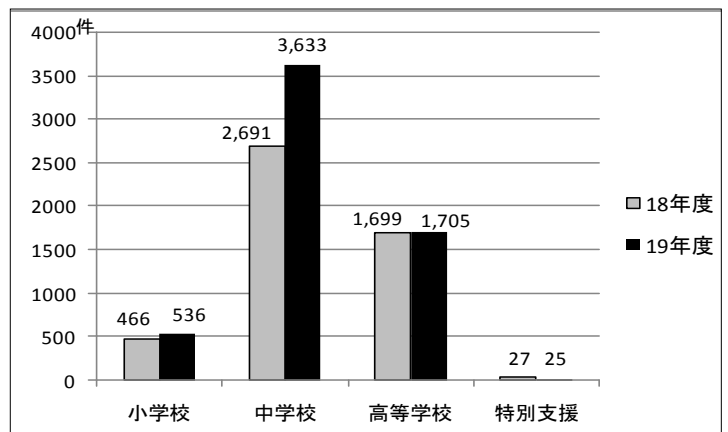
文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成 19 年度)によれば、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」が、平成 18 年度と比較して平成 19 年度は全体で 1,016 件増加している(グラフ 30)。その内、約 93%が中学校における増加であることは、問題とすべきである。

また、同省の「青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査」では平成 20 年 3 月の時点で 38,260 件の学校非公式サイト(いわゆる学校裏サイト)が確認され、その多くが匿名掲示板などのスレッド型(テーマごとの書込み式)であった。さらに、調査地域を限定して行った書込み内容に関する調査では、これらのサイトの多くで誹謗中傷や暴力表現、卑猥な言葉が書き込まれていたり、個人を特定できたりするような表記が見られた(資料 A)。

最近では、掲示板や個人・グループで運営するホームページ以外にも、携帯電話の SNS (Social Networking Service) サイトでの自己紹介欄(いわゆるプロフィール)で、学校やクラス、部活動についての内容を記述したものが見られる。

携帯電話のサイトでは、パソコンからの接続を拒否したり、接続時に携帯電話の製造番号の送信を要求したりすることができることから、特に携帯電話サイトのプロフィールについて、だれでも閲覧できるパソコンの掲示板と比較して、公開性が低いと子供たちが錯覚しているところがある。そこでは、限

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成 19 年度)



【グラフ 30: パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる】

ある匿名掲示板からの抜粋(名前伏字)

97: ○○さん
そろそろ成敗する!?

99: ○○
死ネット

100: ○○さん
最近しゃしゃり出てきてうざいんだけど(笑)
ってかあいつの水泳帽ごみ箱に入れられて
誰も気づかないで消えてったしまじうウケる～

101: ○
あいつ最低だよな

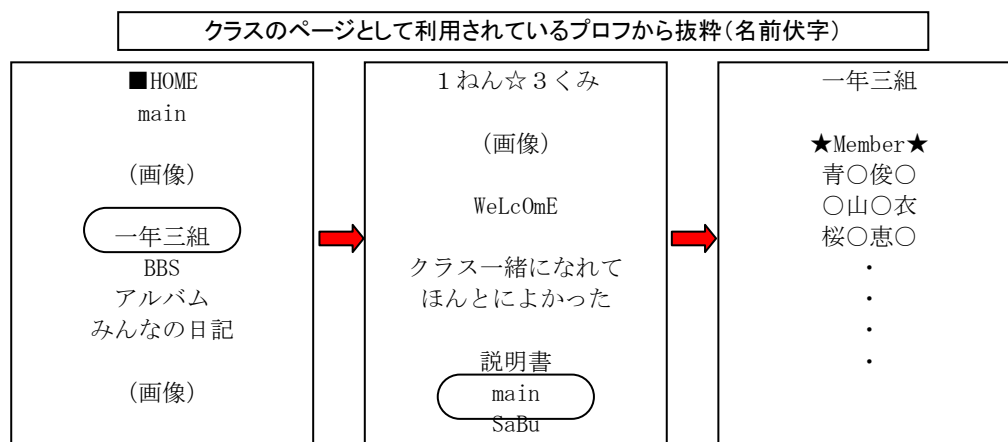
119: ○○さん
先週ついに彼がやめてしまいましたね。

【資料 A: 愛知県総合教育センター編集】

られた地域や、気の置けない仲間が閲覧することを前提にした利用をしてしまうことがある。

資料Bのように、プロフのクラスのページで生徒の氏名を記載し、そこからそれぞれの生徒のプロフへリンクしたり、「アルバム」欄へ気軽に自分たちの写真を掲載したりしているものもある。プロフはその名のとおり自己紹介（プロフィール）から始まる。ここでは、子供たちが自分の居住地や学校名、趣味や普段の行動、日記や写真、時には氏名まで記載していることがある。また、たとえ本人がハンドルネーム（ペンネーム）を使ったり、学校名を伏せたりしていても、友人のページにリンクすることで、友人のページの情報から、互いに情報を補い合って個人が推測できてしまうことがある。

部外者の接触を拒否するためにパスワードを設定したものもあるが、利用する仲間が複数になればパスワードの管理も難しく、やがて無責任な書込みが行われるようになり、教師や保護者などの大人の目の届かないところで、ネット上のいじめなどの問題が生じる可能性を秘めている。



【資料B:愛知県総合教育センター編集】

ウ 有害サイト

資料Cは、「出会い系サイトに関係した事件の被害者の年齢・性別」である。

平成15年に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（いわゆる「出会い系サイト規制法」）

が制定されたこともあり、出会い系サイトに関係した事件の被害者数は年々減少傾向にある。しかし、被害者の90%以上が女性であり、18歳未満の児童が80%以上を占めており、依然として子供たちの被害は多い。ところが、逆に「誘引」で検挙された児童が、平成19、20年度と急増している（資料D）。

警察庁「平成20年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について」

	H16	H17	H18	H19	H20
被害者数	1,289	1,267	1,387	1,297	852
うち女性	1,194 (93%)	1,163 (92%)	1,307 (94%)	1,223 (94.3%)	790 (92.7%)
児童	1,085 (84%)	1,061 (84%)	1,153 (83%)	1,100 (84.8%)	724 (85.0%)
うち女性	1,076	1,052	1,149	1,097	720
18歳以上	204 (16%)	206 (16%)	234 (17%)	197 (15.2%)	128 (15.0%)
うち女性	118	111	158	126	70

※「児童」とは、18歳未満の者をいう。※()は、「被害者数」に対する割合。

【資料C:被害者の年齢・性別】

	H16	H17	H18	H19	H20	増減
検挙件数	31	18	47	122	367	+245
うち児童による誘引	6	5	18	61	119	+58

【資料D:出会い系サイト規制法違反の状況】

	H16	H17	H18	H19	H20
被害者数	1,289	1,267	1,387	1,297	852
携帯電話	1,239 (96.1%)	1,216 (96.0%)	1,339 (96.5%)	1,256 (96.8%)	841 (98.7%)
パソコン	50 (3.9%)	51 (4.0%)	48 (3.5%)	41 (3.2%)	11 (1.3%)
うち児童	1,085	1,061	1,153	1,100	724
携帯電話	1,046 (96.4%)	1,023 (96.4%)	1,114 (96.6%)	1,062 (96.5%)	714 (98.6%)
パソコン	39 (3.6%)	38 (3.6%)	39 (3.4%)	38 (3.5%)	10 (1.4%)

【資料E:被害者の出会い系サイトへのアクセス手段】

「被害者の出会い系サイトへのアクセス手段」（資料E）を見ると、児童の98.6%が携帯電話を利用していることが分かる。

また、出会い系サイト以外にもインターネット上には有害なサイトが多数存在する。暴力的なもの、違法な内容、性に関するもの、グロテスクな画像、自殺サークルのような命にかかわる内容のものなどもある。子供たちの健全な育成を図るため、これらのサイトへの特に携帯電話によるアクセス制限と情報モラル教育の充実の必要がある。

エ アクセス制限

子供たちの有害サイトへのアクセスを制限するために、パソコンや携帯電話でのフィルタリングサービスの利用が呼び掛けられている。平成21年4月1日からは「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（いわゆる青少年ネット規制法）が施行されることとなり、それに伴って携帯電話各社は、平成21年1月下旬より保護者から「フィルタリング不要」の申出がなければ、順次、未成年者の携帯電話利用に対しフィルタリングサービスを開始することとなった。

しかし平成19年末現在、18歳未満の子供たちの携帯電話でのフィルタリングサービス利用率は21.6%にとどまっております（グラフ31）、保護者から「フィルタリング不要」の申出がどの程度出ることがアクセス制限の実効性の鍵を握る。

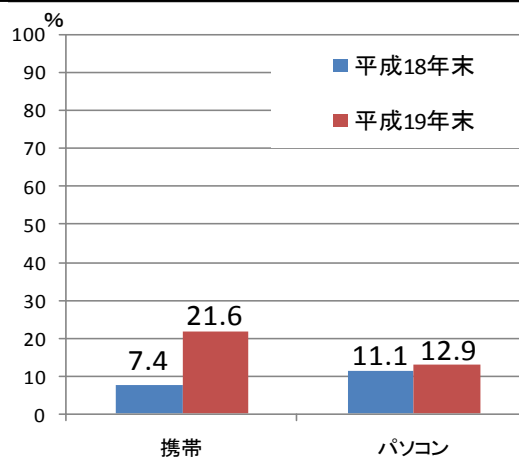
ところで、フィルタリングによってアクセスが制限されるカテゴリーがある。例えば子供たちの所属するスポーツの団体などが運営するサイトであっても、アクセス制限のかかるサイトに利用されている場合は、フィルタリングの対象となってしまいます。そこで健全なサイトをアクセス制限から除外するために、「有限責任中間法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）2」（いわゆる第三者機関）が設置された。ここでサイトが健全化対策を十分にとっていることが認定されると、アクセス制限から除外されることになる。しかし、実際には認定されたサイトであっても問題のある記述を多く見掛ける（資料F）。フィルタリングサービスを利用しても、インターネットが安全に利用できることになるわけではない。

オ インターネットの安全利用教育のために

子供たちは、インターネットの匿名性を意識してインターネットを利用している。確かに、掲示板やプロフなどは表示上ハンドルネームなどを利用して書き込んでいるため、一見だれが書き込みをしているかが分からないように感じてしまう。しかし、ネットワークでコンピュータを利用している以上、「いつ」、「どこのコンピュータから書き込まれたか」といった記録（ログ）は必ず残っている。実際に掲示板に書き込まれた殺人予告は、すぐに警察に捜査され、書き込んだ者が逮捕されている。

まず、第一に子供たちには、「インターネットに匿名性はない」ことを実例を挙げて強く指導することで、むやみに掲示板などに他人への誹謗中傷^{ひぼう}などを書き込むことを減らすことができる。その上

「18歳未満の子供の使用するパソコン又は携帯電話でのフィルタリングソフト・サービスの利用状況」



【グラフ31：総務省「通信利用動向調査」(平成18・19年末)】

認定サイトのプロフより抜粋

(画像)

○○ (ハンドルネーム)
 (画像) そろそろ家出しようかな。
 うざい。
 頭痛い。
 誰か泊めてー!!←

(画像)

コメント一覧
 ○○○ 来る? (笑)

【資料F：愛知県総合教育センター編集】

で、インターネット利用上の危険回避の方法を教える必要がある。

しかし、子供たちのインターネットの安全利用について適切な指導をするためには、私たち大人が子供たちのインターネット利用の現状を正確に把握することが必要である。そのためには、日ごろから子供たちの言動にアンテナを向けておくことが大切である。学校裏サイトやプロフなど、インターネット上で問題が発生していないかを確認するためには、子供たちが普段の会話の中で使っている言葉などを検索キーワードとしてインターネットを検索する必要があるからである。

インターネット上に提供される情報は、日々更新されている。子供たちの興味関心をひきつけるサイトが多数存在し、子供たち自身も大人に発見されることを好まないようなサイトを作成することがある。大事に至る前に発見し、適切に対処したい。

6 おわりに

文部科学省は平成 20 年 11 月に学校・教員向けに、「ネット上のいじめ」に対応するための基本的な知識や方法、事例をまとめ、「『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集」を作成した。このマニュアルを基に私たち教師は、ネット上でのトラブルから、子供たちをどのように守っていくかを考えなくてはならない。問題が起きたときに、全校体制で落ち着いて対処できるように、マニュアルに記載されている内容に関して共通理解を図っておきたい。また、校種を超えた学校間の情報交換や、地域・家庭との連携、警察等関係機関との連携を図ることも必要である。

新学習指導要領には、各校種共に情報モラル教育の重要性が織り込まれている。児童生徒の発達段階や生活実態に応じた情報モラル教育を進める上で、専門的知識が必要なこともあるが、大切なことは、人間としての優しさや、他者への心配りなど基本的なモラル意識の涵養である。情報機器や情報の安全な利用や危険回避の方法を教えることだけでなく、幸せに暮らすためのモラルやマナーといった観点で指導していくことが重要である。

したがって、すべての教師が授業や学校行事などの様々な機会をとらえ、子供たちにかかわる中で、情報モラル教育に積極的に取り組むことが大切であると考え。県下、全学校、全教員が、情報モラル教育を含めた情報教育の推進に向けて、力量の向上を図り、意欲的に指導に当たることを願って、本研究のまとめとする。